

**医療法人 社団 都会「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」
「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書**

1 主体事業者

法 人 名	医療法人 社団 都会
所 在 地	京都市北区大宮南田尻町 59 番地
電話番号	0 7 5 - 4 9 3 - 2 6 2 8
代表者氏名	渡辺 康介

2 事業所の概要

事業所の種類	短期入所生活介護（診療所併設 ユニット型）
施設の名称	医療法人 社団 都会 ショートステイ にしがも
所在地	京都市北区大宮南田尻町 59 番地
管理者名	渡辺 康介
電話番号・FAX	電話 0 7 5 - 4 9 3 - 2 1 4 2 FAX 0 7 5 - 4 9 3 - 2 1 4 3
事業所番号	2 6 1 0 1 0 5 2 7 8
営業日	24 時間 365 日
定 員	1 0 名
通常の送迎の実施地域	北区・上京区・左京区（通常的地域以外は相談により）

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	① 当事業所は、要介護・要支援の状態になられた高齢者に対して、小規模の短期入所サービスを提供することにより家庭的な環境のもとで、日常生活の援助・精神的な援助を行い、在宅で今までの人生を尊重しその人らしく安心と尊厳のある生活が継続出来る事を目的とする。 ② 在宅で要介護状態の高齢者の介護をされている介護者の心身の負担の軽減の援助を行なうことを目的とする。
施 設 運 営 の 方 針	① 本事業所において提供する短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の個別性を尊重し常に利用者の心身の状態に適したサービスの提供に努めると共に利用者が必要とする適切なサービスを提供する為に、個別の介護計画を作成する。 ③ 利用者及びそのご家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 利用者だけではなく、そのご家族の心身の負担軽減の為に援助も行う。 ⑤ 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。 ⑥ 地域の関係諸機関との連携を密にとり地域の住民や利用者やご家族の希望や意見の把握を行なう。

4 主な設備

建物の概要	鉄筋3階建て 2階部分・述べ床面積 347.70 m ²
共用施設	台所・リビング・浴室・トイレ・エレベーター
居室	1人部屋（ 11.08 m ² ） 洗面所・トイレ付（和室タイプにはトイレなし）

5 職員体制および職務内容

職 種	常勤	非常勤 兼 務	常勤兼務	職務の内容
医 師			1 名	利用者の健康管理を行うとともに必要に応じ診察をします。
管理者			1 名	施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	1 名			利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内サービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たします。
介護職員	6 名			施設サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行います。
看護職員	2 名			健康チェックを行うことにより利用者の健康状態を把握するとともに、利用者がサービスを利用するための必要な処置を行います。
機能訓練指導員	1 名			利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行います。
栄養士			0 名	利用者の心身の状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した色時の提供ができるようにします。

6 職員の勤務体制

	勤務時間	備 考
医 師	9 : 00 ～ 11 : 00	24 時間 365 日対応可能体制 診療所兼務
生活相談員	9 : 00 ～ 18 : 00	介護支援専門員・介護職と兼務
介護職員 看護職員	早出① 7 : 00 ～ 16 : 00	
	早出② 7 : 30 ～ 16 : 30	
	遅出① 11 : 00 ～ 20 : 00	
	遅出② 13 : 00 ～ 22 : 00	
	日勤 9 : 00 ～ 18 : 00	
	夜勤 22 : 00 ～ 7 : 30	
機能訓練指導員	9 : 00 ～ 18 : 00	
看護師	9 : 00 ～ 17 : 00	
栄養士		

7 サービス内容

- ① 短期入所生活介護計画の作成
- ② 日常生活上の世話ならびに、入浴、食事及び排泄の援助
- ③ 心身の機能維持向上のための日常生活の中での機能訓練
- ④ やすらいだ日常が過ごせる様精神的な援助
- ⑤ 家族への援助
- ⑥ 相談業務
- ⑦ 看護師による医療連携体制の確保および利用者の健康管理・重度化された利用者等の援助
- ⑧ 入退所時の利用者の送迎

8 留意事項

利用者又はその御家族は、次のことを守って下さい。

- ① 入所するときは、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、医療受給者証を提示下さい。
- ② 利用者の健康状態について、主治医による健康診断書を提出して下さい。
- ③ 利用者の心身の状況について、事業所の医師又は看護職員等の聴取にお答え頂き、状態に応じ指示が出た場合は、その指示に従って下さい。
- ④ 利用者が、入所日に感染性疾患がある場合は、主治医の診断のもと、利用を一時お断りすることがあります。
- ⑤ 利用者が日常的に服薬している薬品等がある場合は、入所期間に応じた分を持参して下さい。
- ⑥ 届出事項に変更があった場合は、申し出て下さい。
- ⑦ 利用者が入所中、緊急連絡先が一時的に変わる場合も申し出て下さい。
- ⑧ 利用者全員が心地よく安心して生活して頂けるよう、お互いの人権を尊重し生活して下さい。

9 秘密の保持

- ①事業所の従事者または、従事者でなくなったあとも相談等により知り得た利用者、並びにそのご家族の情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ②しかし、サービスを提供する目的でサービス担当者会議等において情報提供を行うことがあります。個人情報正当な理由に従って使用するときは、利用者およびご家族の同意を得たうえで用います。

10 身体拘束について

- ① 当事業所は、利用者の意思を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は、原則として利用者に対して身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ② 身体拘束の適正化 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
 1. 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合
 2. 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合
 3. 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

11 虐待防止について

- ①事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
- ②虐待防止に関する対策 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。 サービス提供中に、当該事業所従業者又は 擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 開示請求について

事業者は、利用者またはその家族の希望により、サービス利用中の記録等にかかる開示の請求があったときは、文書及びその他の方法により請求に応じて開示します。

13 利用料

利用料およびその他の費用は、別紙の通り定めます。（別紙参照）

14 緊急時の対応

状態の変化（急変）や事故があった場合は、主治医・救急隊に連絡し敏速に対応すると共に、ご家族・担当の介護支援専門員へ連絡します。

15 事故発生時の対応

入所中に事故が発生した場合には、前項（緊急時の対応）同様の緊急措置を行います。

同時に事業所は市町村および関係機関等に連絡をし、必要な措置を講じます。また、事故原因を追究し再発防止のための対策を行います。

事故により発生した損傷については、協議のうえ速やかに損害賠償に応じます。

16 サービスご利用に際してのお願い

① お茶やお菓子など、お心付けはお気持ちのみお受けいたします。

② 訪問の際は、ペットをゲージやリードにつなぐなどの配慮をお願いします。ペットの屋外飛び出しやトラブルを防ぐ目的です。

17 ハラスメント行為の禁止

ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

① パワーハラスメント

怒鳴る、叩く、蹴るなどの身体的攻撃、人格を否定するような発言をする精神的攻撃

② セクシャルハラスメント

性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問、言動。身体への接触、わいせつな行為、画像の閲覧

③ カスタマーハラスメント

- ・職員に対して行う恫喝、恐喝、土下座の要求、金銭の要求、謝罪文の要求、大きな声を上げる、物を叩く、投げつける、呼び出す、居座る、誹謗中傷などの迷惑行為の禁止。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する行為の禁止。（個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意が必要）

18 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める「消防計画」にのっとり対応します。
平常時の訓練	別途に定める「消防計画」にのっとり年2回の避難訓練を、入所者の方も参加していただき実施します。
防火設備	消火器・避難階段・誘導灯・自動火災報知器・避難階段 漏電火災警報機
消防計画など	消防署への届出日 平成 20 年 7 月 30 日 防火管理者 樋口 孝子

19 相談苦情の窓口

(1) 事業所内

苦情相談室	担当者	佐藤 大輔
	ご利用時間	8 : 30 ~ 17 : 30
	ご利用方法	電話・文章・来所・訪問など
	TEL	075-493-2142

(2) 行政機関その他苦情受付機関

京都市 北区役所 保健福祉センター 保健福祉部 健康長寿推進課	所在地 〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33番地の1 電話 075-432-1366 (直通) FAX 075-432-1590 受付時間 午前8時30分～午後5時00分 (土・日・祝日は除く)
京都市 上京区役所 保健福祉センター 保健福祉部 健康長寿推進課	所在地 〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289 電話 075-441-5106 (直通) FAX 075-441-7211 受付時間 午前8時30分～午後5時00分 (土・日・祝日は除く)
京都市 左京区役所 保健福祉センター 保健福祉部 健康長寿推進課	所在地 〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 電話 075-702-1071 (直通) FAX 075-702-1315 受付時間 午前8時30分～午後5時00分 (土・日・祝日は除く)
京都府国民健康保険団体 連 合 会 介護保険対策室	所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON烏丸内 電話 075-354-9050 FAX 075-354-9055 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 (土・日・祝日は除く)

重要事項説明書の同意書および 個人情報使用に関する同意書

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供開始に際し、本書面にに基づき重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日
事業所 所在地 京都市北区大宮南田尻町 59 番地
名称 医療法人 社団 都会
ショートのステイ にしがも
(事業者番号 2610105278)

説明者 佐藤 大輔

私は、事業者から指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供開始について、契約書及び重要事項説明書の説明を受け同意し、本書面を受領しました。

また、契約書第 11 条第 2 項、3 項により、サービス利用時に、「サービス担当者会議、医療機関への搬送時等」、正当な理由に従って、利用者及びその家族の個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏 名

署名代行者

(私は本人に代わり、上記署名を行いました。私は本人の同意意思を確認しました。)

住所

氏 名

続柄